

府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を受けたものが行う卵巣若しくは卵巣及び子宮の全部又は精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 耳カット 不妊去勢手術が既に行われていることを識別するため、雄猫にあっては右耳、雌猫にあっては左耳の一部を切除することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有する個人
- (2) 府中町地域猫活動団体補助金交付要綱（平成30年訓令第3号）第3条第3項に規定する登録団体
- (3) 町内会

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本町に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術（耳カットを伴うものに限る。）に要する費用とする。ただし、他の補助金等の対象となるものを除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、猫1匹当たり25,000円とする。ただし、補助対象経費が補助金の額に満たない場合は、当該補助対象経費の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）に、不妊去勢手術を受けさせようとする飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）の全身写真を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条の規定による申請があったときは、前項の交付決定に先立ち、申請日、申請に係る対象猫の全身写真、当該写真の撮影日時及び撮影場所並びに交付決定予定日について、7日間公告するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定に係る内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
- (2) 交付決定に係る不妊去勢手術を中止しようとするときは、町長の承認を受けなければ

ばならない。

- (3) 交付決定に係る不妊去勢手術の実施が予定の期間内に完了しないとき又は困難になった場合は、遅滞なく町長に報告しなければならない。

(変更等の承認申請)

第9条 申請者は、前条第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとするときは、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(変更等の決定)

第10条 町長は、前条の申請に係る変更等の承認又は不承認を決定したときは、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等承認・不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第11条 申請者は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けたときは、交付決定日の翌日から起算して90日を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、対象猫に不妊去勢手術を受けさせなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、不妊去勢手術を受けさせた日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収証の写し
- (2) 請求内訳書の写し
- (3) 不妊去勢手術後の対象猫の全身写真(耳カットの実施が確認できるもの)

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の申請者は、確定通知を受けた補助金の交付を請求しようとするときは、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 町長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第8条の交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書	第6条
様式第2号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書	第7条
様式第3号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等申請書	第9条
様式第4号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等承認・不承認通知書	第10条
様式第5号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書	第12条
様式第6号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付確定通知書	第13条
様式第7号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書	第14条
様式第8号	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書	第15条